

議第2号議案

令和4年3月18日

伊奈町議会議長 永末厚二様

提出者 伊奈町議会議員

佐藤弘一

賛成者 伊奈町議会議員

戸張光枝

賛成者 伊奈町議会議員

五味雅美

伊奈町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第112条及び伊奈町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

## 議第2号議案

### 伊奈町議会基本条例の一部を改正する条例

伊奈町議会基本条例（平成25年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第3条」を「一第4条」に、「第4条」を「第5条」に「第5条—第7条」を「第6条—第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第9条—第12条」を「第10条—第13条」に、「第13条—第15条」を「第14条—第16条」に、「第16条—第18条」を「第17条—第19条」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第7章中第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第6章中第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第8条を第9条とする。

第4章中第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第3章中第4条を第5条とする。

第2章中第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（災害時等の対応）

第3条 議会は、災害時等においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。

2 災害時等において議会がとるべき対応方針は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊奈町議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 伊奈町議会議員政治倫理条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

### 提 案 理 由

災害時等における議会のとるべき対応を明らかにするため、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

## 議第2号議案 参考資料

### 伊奈町議会基本条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 目的</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）</p> <p>第3章 町民と議会との関係（第4条）</p> <p>第4章 町長と議会との関係（第5条—第7条）</p> <p>第5章 議会の権限（第8条）</p> <p>第6章 議会の組織及び会議の運営（第9条—第12条）</p> <p>第7章 議員の政治倫理、報酬、政務活動費及び研修（第13条—第15条）</p> <p>第8章 最高規範性及び見直し手続き（第16条—第18条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 目的</p> <p>第1条 略</p> <p>    第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>第2条 略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 目的</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）</p> <p>第3章 町民と議会との関係（第5条）</p> <p>第4章 町長と議会との関係（第6条—第8条）</p> <p>第5章 議会の権限（第9条）</p> <p>第6章 議会の組織及び会議の運営（第10条—第13条）</p> <p>第7章 議員の政治倫理、報酬、政務活動費及び研修（第14条—第16条）</p> <p>第8章 最高規範性及び見直し手続き（第17条—第19条）</p> <p>附則</p> <p>    第1章 目的</p> <p>第1条 略</p> <p>    第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>第2条 略</p>

第3条 略

第3章 町民と議会との関係

第4条 略

第4章 町長と議会との関係

第5条 略第6条 略第7条 略

第5章 議会の権限

第8条 略

第6章 議会の組織及び会議の運営

第9条 略第10条 略第11条 略第12条 略

第7章 議員の政治倫理、報酬、政務活動費及び研修

第13条 略第14条 略第15条 略(災害時等の対応)第3条 議会は、災害時等においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない。2 災害時等において議会がとるべき対応方針は、別に定める。第4条 略

第3章 町民と議会との関係

第5条 略

第4章 町長と議会との関係

第6条 略第7条 略第8条 略

第5章 議会の権限

第9条 略

第6章 議会の組織及び会議の運営

第10条 略第11条 略第12条 略第13条 略

第7章 議員の政治倫理、報酬、政務活動費及び研修

第14条 略第15条 略第16条 略

第8章 最高規範性及び見直し手続き

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第8章 最高規範性及び見直し手続き

第17条 略

第18条 略

第19条 略

## 伊奈町議会議員政治倫理条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、伊奈町議会基本条例（平成25年条例第22号）<u>第13条</u>に規定する伊奈町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の確立に関する基本事項を定め、もって清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第10条まで 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、伊奈町議会基本条例（平成25年条例第22号）<u>第14条</u>に規定する伊奈町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の確立に関する基本事項を定め、もって清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第10条まで 略</p>